

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。(3点)
- (1) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び□「ア」に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
 - (2) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、□「イ」に基づいて、法律でこれを定める。
 - (3) すべて選挙における□「ウ」は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
 - (4) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の□「エ」以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
 - (5) あらたに□「オ」を課し、又は現行の□「オ」を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
 - (6) 内閣総理大臣は、内閣を代表して□「カ」を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(4点)
- (1) 外国人にも、権利の性質上適用可能な人権規定は及ぶのであるから、外国人に対しても入国の自由及び出国の自由は保障される。
 - (2) 裁判所で審理中の事件の事実について、国会の議院が裁判所と異なる目的から、裁判所と並行して調査することは、司法権の独立を侵すものではない。
 - (3) 学問の自由には、学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由も含む。
 - (4) 衆議院が解散されたときには、参議院も同時に閉会となるが、参議院の総議員の四分の一以上の要求があった場合には、内閣は緊急集会を召集しなければならない。
 - (5) 国務大臣は、その在任中は両議院の同意がなければ訴追されない。ただし、訴追の権利については制限されない。
 - (6) 違憲立法審査権は、最高裁判所のみが有する。
 - (7) 名誉を侵害された者の名誉の回復に適当な処分として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、加害者の倫理的な意思、良心の自由を侵害するものであるから、原則として認められない。
 - (8) 憲法第93条にいう住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味し、同条の規定は在留外国人に対して地方公共団体における選挙権を保障したものということはできないから、在留外国人のうち永住者であってその居住する地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至った者について、地方公共団体の長等に対する選挙権を付与する立法措置を講ずることは、憲法上認められているとはいえない。

3. 予算の審議及び議決に関する衆議院の優越について述べよ。(3点)

2 . 民法

- 1 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に 記入せよ。
(8 点)
- (1) 売主が目的物の引渡を遅滞している場合であっても、買主が代金を未だ支払わず供託もしていない場合には、売主は果実収取権を失わない。
 - (2) 期限は債務者の利益のために定めたものと推定されるものであるから、債務者 B に年 1 割の利息で 1 0 0 万円を貸している債権者 A は、利息を不要とすることにより、B に対して返済期限前に元本の返済を求めることができる。
 - (3) 債務者が時効の利益を放棄した場合には、その効果は保証人や物上保証人にも及ぶ。
 - (4) A が死亡し、B がその相続人となったが、B は相続放棄も限定承認もしないまま 2 ヶ月後に死亡した。この場合、B の相続人となった C は、A の遺産の相続に関して放棄を行うことができる。
 - (5) 不法の原因に基づき給付を行った者はその給付の返還を求めることができず、事後的に当事者間で給付したものを返還する合意が成立した場合であっても、その合意は無効である。
 - (6) A は B の有する土地を賃借してその土地に建物を所有しており、C は A からその建物を賃借している。この場合において建物賃借人 C は、A の B に対する地代債務を弁済するにつき法律上の利益を有する。
 - (7) ある土地が甲乙の二区画に分割され乙地が袋地となった。その後、甲地が乙地のための通路を開設しないまま譲渡された場合、乙地の所有者は甲地の新所有者に対して囲繞地通行権を主張することはできない。
 - (8) A は B に対して 1 0 0 万円の債権を有するとともに同額の債務を有しており、相殺が可能な状態にあったが、A が有する債権のみが消滅時効により消滅した。この場合には、A は当該債権と債務を相殺することはできない。
- 2 . 贈与契約における目的物についての贈与者の担保責任について述べよ。
(2 点)

3 . 商法

1 . 次の文章は商法の条文である。□□□□に入る適当な語句を解答欄に記入せよ。

(2 点)

- (1) 本法に於て船舶とは□□□□を為す目的を以て航海の用に供するものを謂ふ。
- (2) □□□□は船長其他の船員が其職務を行ふに当たり故意又は過失に因りて他人に加へたる損害を賠償する責に任ず。
- (3) 共同海損は之に因りて保存することを得たる船舶又は積荷の価格と□□□□の半額と共同海損たる損害の額との割合に応じて各利害関係人之を分担す。
- (4) 保険契約中に□□□□を指定したるときと雖も□□□□の変更は契約の効力に影響を及ぼさず。

2 . 次の文章のうち、正しいものには ○ を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。

(7 点)

- (1) 共同海損について生じた債権は、海損が発生した時から起算して1年で時効により消滅する。
- (2) 利害関係人が共同海損の分担額を支払った後に、船舶や積荷の一部を所有者が回復した場合には、回復した船舶や積荷の価額から救助料及び一部滅失または毀損により生じた損害額を控除した額を返還しなければならない。
- (3) 船長は、船舶の修繕費、救助料その他航海を継続するために必要な費用を支弁するため、積荷の全部または一部を売却することができるが、船舶に抵当権を設定することはできない。
- (4) 荷受人が共同海損の分担額を有する場合には、船長は、荷受人が分担額を支払うまでは、目的物を留置することができる。
- (5) 自力で航行する能力を有しない舢などは、本法上の船舶には該当しえない。
- (6) 海難救助において積荷と共に人命が救助された場合、人命の救助に従事した者も救助料を請求することができるが、人命を救助された者は救助料の支払義務を負わない。
- (7) 海上保険において、被保険者が保険委付をなす場合には保険者の同意を要する。

3 . 船長の職務上の注意責任について述べよ。(1 点)

4 . 国土交通省設置法

- 1 . 次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置（都道府県名）を例にならって解答欄に記入せよ。 （5点）

（例） （8）埼玉県

番 号	（ 8 ）
名 称	関東運輸局
位 置	神奈川県

（1）佐賀県 （2）長野県 （3）福島県 （4）岡山県 （5）三重県

- 2 . 国土交通省の地方支分部局である地方運輸局において、次に掲げる事務を所管している内部組織を、〇〇部の形で解答欄に記入せよ。 （5点）

- （1）港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- （2）船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関する
こと。
- （3）船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び
調整に関すること。
- （4）油濁損害賠償保障契約に関すること。
- （5）船員の教育及び養成に関すること。

5. 船 員 法

1. 次の文章中、 に入れるべき適当な語句又は数字を解答欄に記入せよ。
(9点)

- (1) 船員は、 ア を受有しなければならない。
- (2) イ を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。
- (3) 船員の給料その他の報酬は、 ウ の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。
- (4) エ は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。
- (5) 国土交通大臣は、所部の職員の中から オ を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。
- (6) 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを カ に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。
- (7) 船舶所有者は、年齢 キ 年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。
- (8) 妊産婦の船員の一日当たりの労働時間は、 ク 時間以内とする。
- (9) 船舶の存否が ケ 箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

2. 次の文章のうち正しいものには を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 船員法で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。
- (2) 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから五年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。
- (3) 懲戒は、上陸禁止及び戒告の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて二十日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。
- (4) 船舶が外国の港にあるときは、労働関係に関する争議行為は一切禁止されている。
- (5) 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

3. 雇入契約の公認を申請する際に提示する書類を3つ記せ。
(3点)

4. 海員が船長の命令により従事する作業のうち、労働時間の適用がされないものを3つ記せ。
(3点)

6 . 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、 ア として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の イ を図ることを目的とする。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶 ウ に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に基づく船舶職員乗組み基準特例許可申請書は、 エ を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- (4) 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状及び操縦免許証の有効期間が満了する日以前 オ 以内に、申請書類を提出しなければならない。
- (5) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も カ 到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。
- (6) 海技試験を受験する際の乗船履歴として認めない履歴は、 キ 歳に達するまでの履歴等である。
- (7) 海技士は、本籍の都道府県名若しくは ク に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。

2 . 次の文章中の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(各1点)

海技試験(航海)を申請する者は、海技試験申請書に写真 ア 枚及び以下の(1)~(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) イ 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある ウ の写し
- (2) 海技士又は小型船舶操縦士にあっては、海技免状又は エ の写し
- (3) 学校卒業(修了)者に対する オ の特例を受ける者に対しては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条の規定による乗船履歴の証明書
- (5) 医師により試験開始期日前 カ 以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
- (6) 身体検査の省略を受けようとする者に対しては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
- (7) 筆記試験に合格している者に対しては、筆記試験合格証明書
- (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者に対しては、筆記試験科目免除証明書
- (9) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者に対しては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書

3 . 六級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程を3つあげよ。(各1点)

4 . 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

総トン数17トンの船舶に乗り組み、2年4ヶ月船舶の運航に携わった履歴と、

総トン数46トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として3ヶ月乗り組んだ履歴

の2つの異なる乗船履歴を有する者の場合

- (1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)
- (2) その理由を述べよ。(2点)

7. 海上運送法

1. 次の文章中 内に入るべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) この法律において、「海上運送事業」とは、船舶運航事業、 ア 、海運仲立業及び海運代理店業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を イ しなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、運航管理者が ウ に違反する等によりその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。
- (4) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他 エ を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。
- 1 運賃の上限を変更すること。
 - 2 運送約款を変更すること。
 - 3 事業計画を変更すること。
 - 4 オ を変更すること。
- (5) 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の カ を受けなければならない。

2. 次の文章の内容について、正しいものに○を、誤っているものに×を、それぞれ解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にとっては、国土交通省令の定める手続により、事業ごとに、その事業の開始の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- (3) 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 海上運送法第16条（事業の停止及び許可の取消し）の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く）についても準用されている。

8 . 港湾運送事業法

1 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の「特定港湾」とは、東京、横浜、清水、名古屋、四日市、大阪、神戸、関門、博多の9港である。
- (2) 港湾運送事業者は、特定の利用者に対して差別的な取扱をしてはいけないことに加えて、ごく限られた場合を除いて港湾運送を拒絶してはならない。
- (3) 港湾運送事業者は、利用者に対して、収受した運賃及び料金の割戻をしてはいけない。
- (4) 特定港湾において検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、事業計画に記載した船舶、はしけ又は引船の船名を変更しようとする場合、当該事業計画を変更しなければならないが、当該変更は国土交通大臣の認可を受ける必要はなく、遅滞なく届け出ればよい。

2 . 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 一般港湾運送事業者は、原則として各月中に引き受けた貨物量の□ア以上を自ら行わなければならない。
- (2) □イは、公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、かつ、自発的に当該業務を行う者がいない場合には、港湾運送事業者を指定して、貨物の取扱を命ずることができる。
- (3) 港湾運送事業の免許又は許可を取り消された者は、その取消の日から□ウを経過しなければ、新たに港湾運送事業の免許又は許可を受けることができない。
- (4) □エ事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業である等が記載される。
- (5) 一般港湾運送事業の免許又は許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の□オを受けなければならない。

語 群

内閣総理大臣	国土交通大臣	港湾管理者	国務大臣	70%	75%				
80%	検数	鑑定	検量	許可	認可	承認	1年	3年	5年

9 . 港則法

1 . 港則法に関する次の文章中、内に入れるべき適当な語句を回答欄に記入せよ。
(3 点)

- (1) 港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内のアを図ることを目的とする。
- (2) イ区域を航行区域とする日本船舶は、特定港内に入港したときに、入港届を港長に提出することを要しない。
- (3) 特定港内に停泊する船舶は、命令の定めるところにより、各々そのトン数又はウの種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2 . 港則法に関する次の(1) ~ (3) 文章のうち、正しいものには を、正しくないものには を回答欄に記入せよ。
(3 点)

- (1) 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、港長に届け出なければならない。
- (2) 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長に届け出なければならない。
- (3) 特定港以外の法適用港において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長に届け出なければならない。

3 . 港則法に関する次の(1) ~ (4) の文章のうち、許可を必要とするものにはAを、届出を必要とするものにはBを、許可も届出も必要としないものにはCを回答欄に記入せよ。
(4 点)

- (1) 特定港の境界付近における危険物の運搬
- (2) 特定港内における端艇競争その他の行事
- (3) 特定港以外の法適用港の港域内での工事
- (4) 特定港以外の法適用港の港域内での船舶の進水

10 . 海上交通安全法

1 . 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句又は数字を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海上交通安全法は、ア、伊勢湾及びイの3つの海域に適用される。
- (2) 海上交通安全法は、アに浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、伊勢湾にウ航路を、イに明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、エ航路及び水島航路を定めている。
- (3) 航路を航行する義務のある船舶は、長さがオメートル以上の船舶である。

2 . 海上交通安全法に関する次の文章中、内に入れるべき適切な語句又は数字を下欄から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 巨大船の船長は、航路を航行しようとするときは、航路外から航路に入ろうとする日のアまでに、当該船舶の名称その他の事項をイの長に対して通報しなければならない。
- (2) ウ又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者は、当該行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- (3) 海上保安庁長官は、工事又は作業の実施等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、エにより、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。
- (4) ばら積みの引火性液体類を積載している総トン数オ以上の船舶は、海上交通安全法上、危険物積載船に該当する。

3時間前	24時間前	前日正午
地方運輸局	地方整備局	海上交通センター
特定港	航路	特定水域
国土交通省令	政令	告示
300トン	1000トン	25000トン

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中の□にあてはまる語句を下の語群の中から1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を□に届け出なければならない。
- (2) 船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について□の登録を受けなければならない。
- (3) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して□以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (4) 海洋施設の設置の届出をした者は、その届出に係る事項について変更があったときは、遅延なく、国土交通省令で定めるところにより、□に届け出なければならない。
- (5) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書を□に提出しなければならない。

(1) (イ)国土交通大臣 (ロ)環境大臣 (ハ)海上保安庁長官	(3) (イ) 十日 (ロ)二十日 (ハ)三十日	(5) (イ)国土交通大臣 (ロ)海上保安庁長官 (ハ)地方運輸局長
(2) (イ)国土交通大臣 (ロ)海上保安庁長官 (ハ)地方運輸局長	(4) (イ)国土交通大臣 (ロ)海上保安庁長官 (ハ)地方運輸局長	

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- (2) 海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船長は、海洋汚染防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。
- (3) 最大径10メートル以上の大きさの船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が、政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- (4) 廃棄物排出船の登録を受けた船舶について、登録申請書の登録事項の変更の届け出をしようとする者は、その変更のあった日から六十日以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に、変更の届出書を提出しなければならない。
- (5) 船舶所有者は、海洋汚染防止証書又は国際海洋汚染防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染防止証書等書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

12. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。 に入る適当な語句を回答欄に記入せよ。
(10点)
- (1) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
日本ノ ア 又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶、日本 イ ノ所有ニ属スル船舶、日本
ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分
ニ以上ガ日本 イ ナルモノノ所有ニ属スル船舶、前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニ
シテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本 イ ナルモノノ所有ニ属スル船
舶
- (2) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍
港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキ
ハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其検認ヲ受クルコトヲ要ス、期日ハ船舶国籍証書ノ交付
ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ受ケタル日ヨリ総トン数百トン以上
ノ鋼製船舶ニ在リテハ ウ 年ヲ総トン数百トン未満ノ鋼製船舶ニ在リテハ エ 年
ヲ木製船舶ニ在リテハ オ 年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス
- (3) 日本船舶力滅失若クハ沈没シタルトキ、 カ セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ
 キ シ若クハ第二十条ニ掲ケル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタ
ル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス
船舶ノ存否カ ク 个月間分明ナラサルトキ亦同シ
- (4) 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ ケ ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ コ 内
ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス
2. 次の文章は、船舶法体系について記載した内容であるが、正しいものには を、誤っ
ているものには x を回答欄に記入せよ。
(10点)
- (1) 船舶法第1条各号の要件を満たす船舶を海外で購入した場合は、購入した場所を船
籍港と定め、最寄りの日本の領事に総トン数の測度を申請しなければならない。
- (2) 日本船舶を取得した者は、船籍港を管轄する管海官庁で船舶の登録を行った後、船
舶原簿の謄本を受け船籍港を管轄する登記所で船舶の登記を行う。
- (3) 日本船舶は、法令に特別の定めがなければ船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付
を受けなければ日本の国旗を掲げ又は航行してはならない。
- (4) 船舶国籍証書に記載した事項に変更が生じた場合、船舶所有者は登録の変更をすれ
ば船舶国籍証書の書換をしなくともよい。
- (5) 船舶所有者が変更したときは、船籍港を管轄する管海官庁で所有者の変更の登録を
行い、船舶原簿の謄本を受け、船籍港を管轄する登記所で船舶の登記を行わなければ
ならない。
- (6) 船舶国籍証書が毀損したとき、又は滅失したときは、船舶所有者は船籍港を管轄す
る管海官庁へ船舶国籍証書の書換又は再交付の申請をする。
- (7) 仮船舶国籍証書に記載した事項に変更が生じた場合、交付後6カ月以内であって、
日本国内で航行するのであれば書換は要しない。
- (8) 信号符字は総トン数100トン以上の船舶には必ず点附しなければならない。
- (9) A管海官庁の管轄区域内に船籍港を定めている船舶の船籍港を、B管海官庁の管轄
区域内に変更する場合には、A管海官庁に変更の登録を申請する。
- (10) 船舶の修繕を行い総トン数に変更が生じたときは、船舶所有者は船籍港を管轄する
管海官庁に船舶の総トン数の改測を申請しなければならない。

13. 船舶安全法

1. 次の文章は、船舶安全法の条文又は船舶安全法に関する文章である。□□□□内に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) □□□□ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル□□□□ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 船舶検査証書ノ有効期間ハ□□□□トス但シ旅客船ヲ除キ□□□□ヲ航行区域トスル船舶又ハ□□□□ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス
- (3) 管海官庁ハ□□□□検査に合格した船舶に対してその航行区域等を定め船舶検査証書及び□□□□(小型船舶に限る。)を交付する。
- (4) 本法施行地において製造する長さ□□□□メートル以上の船舶の□□□□は、□□□□に着手したときから製造検査を受けなければならない。

2. 次の文章は、船舶安全法に関する文章である。□□□□内に入れるべき語句を下欄の語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 小型船舶とは□□□□の船舶をいう。
- (2) 船舶安全法に基づき、小型船舶に関する検査事務は□□□□が行う。
- (3) 旅客船とは□□□□を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (4) 船舶検査証書には、航行上の条件として航行区域(漁船にあっては□□□□)等が記載される。
- (5) 管海官庁は□□□□に合格した船舶に対して臨時航行許可証を交付する。
- (6) □□□□は、危険物を運送する場合は、危険物運送船適合証を船内に備えておかなければならない。
- (7) 管海官庁は船舶検査証書の書換えの申請があった場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて□□□□を交付する。
- (8) 船舶安全法第5条による検査(定期検査等)は□□□□を管轄する管海官庁が行う。
- (9) 漁船の最大とう載人員は船員及び□□□□の別に漁船特殊規程等の定めるところによる。
- (10) 整備認定事業場において、整備規程に従い整備されたことを確認した物件については、その後□□□□以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。

語群

総トン数20トン未満	長さ24メートル未満	6人	12人	日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構	臨時許可証	臨時変更証	船舶所有者	船長
その他の乗船者	漁業従事者	30日	40日	船籍港
臨時航行検査	航行許可検査	就業水域	従業制限	船舶の所在地

14. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用したものであるが、内に入るべき適当な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) アは、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされるイの場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (2) ウは、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (3) エは、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等のオを表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) カは、条約及び条約の附属書の規定に従い、主としてキに従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) クは、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となったときは、国土交通大臣に対し、そのケを申請することができる。
- (6) この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口にコ閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 国際総トン数 | 2. 総トン数 | 3. 純トン数 | 4. 載貨重量トン数 |
| 5. 責任トン数 | 6. 閉囲場所内 | 7. 船舶内 | 8. 貨物積載場所内 |
| 9. 満載喫水線 | 10. 最大貨物量 | 11. 最大積載量 | 12. 国内航海 |
| 13. 国際航海 | 14. 国内航路 | 15. 国際航路 | 16. 運航管理者 |
| 17. 船舶所有者 | 18. 代表取締役 | 19. 書換 | 20. 修正交付 |
| 21. 再交付 | 22. 新規交付 | 23. 気密 | 24. 水密 |
| 25. 風雨密 | | | |

15 . 造船法

次の文章の に入れるべき適当な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 造船法は、造船技術の ア を図り、あわせて造船に関する事業の イ な運営を期することを目的とする。
- (2) 造船法の規定に基づく許可を受けている鋼製の船舶を製造することができる総トン数1,000トンの造船台を所有する者が、新たに鋼製の船舶を修繕することができる総トン数1,000トンの造船台を備えようとするときは、設備の ウ 許可を受けなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、造船法第3条の2第1項各号に掲げる基準に エ する申請があったときは、同法第2条第1項又は第3条第1項の許可をしなければならない。
- (4) 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から オ 以内に、その施設の概要及び カ を届け出なければならない。
- (5) 造船法第2条第1項の施設を所有し、又は借り受けている者は、当該施設に備える造船法施行規則第2条各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ キ 報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (6) 鋼製の船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる者であって、造船法第2条第1項の施設を所有し、又は借り受けているものは、毎年5月15日及び11月15日までに ク 報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (7) 造船法第2条第1項に規定する国土交通大臣の許可権限のうち、平均潮高時における ケ の長さが85メートル未満の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平坦部の長さが85メートル未満のドックを備える施設に係る許可権限は、所轄地方運輸局長に コ されている。